

(要領様式第1号)

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年条例第66号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

平成29年4月26日

長野市長 加藤久雄

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す。）
(1) 条例第50条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第54条第2項 (第54条第6項含む。)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む。)	
(3) 条例第56条第1項	事業計画書	
(4) 条例第59条第4項	見解書及び意見書（写し）	
(5) 条例第64条第2項	最終見解書	
(6) 条例第66条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する。)	
条例 第 50 54 56 59 64 66 条	(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市青木島町青木島乙 661番地 宝資源開発株式会社 代表取締役 杉山由香梨
	(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	(1) 圧縮・結束施設：長野市篠ノ井御幣川字南松島 748番3他 (2) 減容固化施設：長野市篠ノ井御幣川字南松島 727番10
	(3) 廃棄物の処理施設の種類の種類	ごみ処理施設（圧縮・結束施設） 産業廃棄物中間処理施設（圧縮・結束施設、減容固化施設）
	(4) 処理を行う廃棄物の種類の種類	一般廃棄物：紙くず、廃プラスチック類 産業廃棄物：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

	(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	<p>(1) 圧縮・結束施設  一般廃棄物：  廃プラスチック類 62.4 t / 日（8時間）  産業廃棄物：  木くず 463.2 t / 日（8時間）  ゴムくず 438.4 t / 日（8時間）  金属くず 878.4 t / 日（8時間）  ガラスくず類 777.6 t / 日（8時間）  がれき類 1068 t / 日（8時間）</p> <p>(2) 減容固化施設  産業廃棄物：  廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）  1.6 t / 日（8時間）</p>	
	(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
		<p>(1) 圧縮・結束処理する一般廃棄物の種類： 紙くず、廃プラスチック類</p> <p>(2) 圧縮・結束処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類</p> <p>(3) 減容固化する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）</p>	<p>(1) 圧縮・結束処理する一般廃棄物の種類： 紙くず</p> <p>(2) 圧縮・結束処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず</p>
条例 50 54 条	(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	篠ノ井御幣川区、東横田区、西横田区 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
	(8) 関係住民の範囲その根拠	処理施設設置営業所の中心から概ね 280m以内の住民、若しくは事業場を有する者及び農業を営む者 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号	
	(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	平成29年6月4日(日)午後6時30分から 長野市篠ノ井御幣川 527番1 御幣川区公民館	
	(10) 事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	縦覧場所：長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎3階 環境部廃棄物対策課	

		縦覧期間：平成29年4月27日から 平成29年5月26日まで 縦覧時間：開庁日の午前8時30分から 午後5時15分まで
--	--	--

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	条例第51条	○条例第50条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲その根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	提出期限 平成29年5月26日（金） 提出先 〒380-8512 長野市大字鶴賀 緑町1613番地 長野市環境部 廃棄物対策課
	条例第54条	○条例第53条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22号	提出期限 平成 年 月 日 ( ) 提出先
	条例第58条	○条例第53条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	24号	提出期限 平成 年 月 日 ( ) 提出先
	条例第60条	○条例第53条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	22号	提出期限 平成 年 月 日 ( ) 提出先

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出に当たっての留意事項

- ・ 条例第58条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しています。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る。）、氏名及び電話番号は墨塗りの上縦覧されます。
- ・ 提出書類は、いずれも日本工業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送とすること。  
なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。